

Webサイト制作＋保守運用業務委託契約書

株式会社マスターテック（以下「甲」という）と株式会社（以下「乙」という）は、乙のWebサイト制作および公開後の保守運用に関する業務委託について、以下の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1章 総則

第1条（目的）

本契約は、甲が乙に対し、乙のWebサイト制作業務（第2章）および同サイト公開後の保守運用業務（第3章）を一体として提供し、乙がその対価を支払うことに関する基本的事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）

本契約において使用する用語の意義は、以下の通りとする。

（1）「本サイト」とは、第2章に基づき甲が制作し、乙に納品するWebサイトをいう。（2）「制作業務」とは、第2章に定める本サイトの制作業務をいう。（3）「保守運用業務」とは、第3章に定める本サイト公開後の保守運用業務をいう。

第2章 制作業務

本章は、甲が乙に対して提供するWebサイト制作業務について定める。

第3条（業務範囲）

甲は乙に対し、本サイトの制作業務として、以下の各号に定める業務を提供する。

（1）TOPページ1枚、下層ページ5枚のデザイン・構築（2）お問合せフォーム設置（3）SNS連携設定（4）内部SEO設定（5）バックアップ機能導入（6）レスポンス対応（スマートフォン・タブレット最適化）（7）PHP等の基本的なセキュリティ対策（8）簡易テスト実施（フォーム送信確認・リンク確認等）（9）ドメイン・サーバー・WordPress・Googleビジネスプロフィール導入に関するご案内

第4条（修正範囲）

1 納品前の修正は、甲が無償で回数制限なく対応するものとする。文言・画像の差替えなど軽微な修正を含む。ただし、大幅なレイアウト変更や構成再設計は追加費用とする。2 納品後の修正は、第11条（6）に定める保守運用業務の軽微な更新作業（月2回まで）の範囲で対応する。当該範囲外の追加対応は別途費用とする。

第5条（納期・スケジュール・納品方法）

1 本契約に基づく制作業務の納期は、原稿・素材の受領完了日から原則として1か月以内を目安に納品するものとする。納品は原則として一括納品とし、乙が指定するサーバー上に構築済みの状態で納品を完了とする。ただし、甲乙協議の上、完成ページ単位での段階納品を行うことも可能とする。2 乙による素材提出や承認の遅延により進行に影響が生じた場合、納期は自動的に延長される。3 甲の責により遅延する場合は、速やかに報告し誠意をもって新たな納期を協議する。4 納品物の動作確認完了後、乙の承認をもって納品完了とする。納品完了後の修正については第4条の定めに従う。

第6条（制作業務の報酬・支払条件）

1 制作業務の対価は、税抜350,000円（税込385,000円）とする。2 乙は、甲に対し、契約締結日から5営業日以内に税込総額の50%（税込192,500円）を着手金として以下に定める甲指定の銀行口座へ振込の方法により支払い、納品完了後5営業日以内に残額50%を支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込先口座：

- 銀行名：三井住友銀行
- 支店名：トランクNORTH支店（支店コード：403）
- 預金種目：普通
- 口座番号：0502383
- 口座名義：株式会社マスターテック

3 期日までに入金がない場合は納品を保留できるものとする。

第7条（著作権・使用权）

1 制作物の著作権は甲に帰属する。2 乙は自社Web運営および関連する広報・広告活動で無期限に使用できる。3 乙は制作物を改変・再利用する際、甲の名誉を損なわない範囲で行うものとする。4 甲は制作物を自社実績としてWebサイトやSNSに掲載できるものとする。

第8条（制作業務における責任範囲・免責事項）

1 甲は、納品時点での正常動作を保証するが、乙または第三者による改変、外部サービス変更等による不具合は責任を負わない。2 サーバートラブル、通信障害、ウイルス感染、データ消失等も免責とする。3 乙が提供する素材に関する権利侵害等の責任は乙が負うものとする。4 甲の賠償責任は、乙が支払った制作業務の対価額を上限とする。

第9条（制作業務の期間・解除）

1 制作業務の履行期間は、契約締結日から本サイトの納品完了日までとする。2 乙の都合で制作業務を解除する場合、着手金は返金しない。進行中の場合は進捗に応じ追加費用を請求できる。3 納品後のキャンセル・返金は不可とする。甲の責により大幅遅延した場合、未着手分相当額を返金する。4 解除時の債務精算は誠実に協議する。

第10条（保守運用業務への移行）

本サイトの納品完了日の翌日から、第3章に定める保守運用業務が自動的に開始するものとする。制作業務の完了と保守運用業務の開始にあたり、別途新たな契約書の締結は要しない。

第3章 保守運用業務

本章は、本サイトの納品完了日の翌日から開始する保守運用業務について定める。

第11条（業務内容）

甲は乙に対し、本サイトの保守運用業務として、以下の各号に定める業務を提供する。

- （1）サーバー及びドメインの管理 ① サーバーの稼働監視およびメンテナンス ② ドメインの維持管理
- （2）WordPressの保守 ① WordPress本体のアップデート（セキュリティおよび安定性の観点から甲が必要と判断した場合） ② プラグインのアップデート（原則として月1回） ③ テーマファイルのアップデート（必要に応じて実施）
- （3）セキュリティ対策 ① セキュリティスキャンの実施 ② 不正アクセスやマルウェアの監視
- （4）バックアップ ① 本サイトのデータ（ファイル、データベース）の定期的なバックアップ
- （5）障害対応 ① 本サイトの表示や動作に関する不具合の調査および修正
- （6）軽微な更新作業

甲は本サイトに対する以下の作業を月2回まで実施する。

- 1. 1回あたりの作業時間は30分～60分、修正ページ数は1～2ページ程度を目安とする。
- 2. 含まれる作業：既存ページの文言修正・誤字脱字の修正、画像の差し替え、リンク先の変更、営業時間・料金表などの項目更新等。
- 3. 別途お見積もりとなる作業：新規ページの追加制作、デザイン自体の変更（レイアウト・配色等）、新機能の追加（問い合わせフォームの増設・予約システム導入等）、SEO施策等。
- 4. 当月分を使い切らなかった場合の翌月繰越は行わないものとするが、繁忙期等での偏りについては甲乙協議の上、柔軟に対応する。
- 5. 誤字・リンク切れ等の軽微な緊急修正は、月2回の枠とは別に随時対応する。
- （7）SEO改善施策 ① タイトル・メタ情報（メタディスクリプション等）の最適化 ② 検索キーワードに合わせたテキスト調整 ③ Googleサーチコンソールでの定期チェックおよび指摘事項への対応 ④ 内部リンクの改善

第12条（ドメイン・サーバーの名義および移管）

- 1. 本契約に基づく保守運用期間中、乙の同意のもと、ドメインおよびサーバーは甲の名義にて取得・管理するものとする。初期構築・更新・障害対応まで甲側で完結するための運用措置である。

2. 乙の書面または電子メールによる請求があった場合、甲は乙指定の名義へ速やかに移管手続きを実施するものとする。ただし、第13条に定める保守運用業務の最低契約期間（1年）中は、原則として移管手続きを行わないものとする。最低契約期間経過後は、契約解除時・期間中のいずれにおいても移管可能とする。
3. 前項の移管手続きにおける甲の作業手数料および実費は、以下の通りとする。
 1. ドメイン移管：甲の作業手数料は無料とし、移管先レジストラの実費（通常1,000円前後）のみ乙の負担とする。移管認証コード（Auth Code）は甲が発行し、乙指定のレジストラに設定するものとする。
 2. Xserver上でのサーバー名義変更：甲の作業手数料は無料とし、Xserverのサーバー譲渡手続き費用も原則無料とする。
 3. 他社サーバーへのデータ移行（WordPress一式・データベース含む構築・動作確認）：別途見積とし、現行サイト規模10ページ程度であれば税抜30,000円～50,000円（税込33,000円～55,000円）を目安とする。移行先サーバー契約料は乙の負担とする。
4. ICANN規約により、ドメインの新規取得または前回移管から60日間は移管できない期間があることを乙は了承するものとする。

第13条（保守運用業務の契約期間）

1 保守運用業務の有効期間は、本サイトの納品完了日の翌日から1年間とする。2 最低契約期間（1年）満了後は、甲乙いずれからも書面または電子メールによる別段の申し出がない場合、本契約の保守運用業務は同一条件で月単位で自動的に更新されるものとする。3 前項の月単位更新期間中、乙は、解約希望月の前月末日の10日前までに書面または電子メールにより甲に通知することにより、解約希望月の末日をもって本保守運用業務を解約することができる。

第14条（保守運用業務の料金及び支払方法）

1 保守運用業務の対価は、月額税抜15,000円（税込16,500円）とする。2 本サイトの納品完了日が属する月の保守運用料金は発生しないものとし、その翌月分から請求を開始するものとする。3 甲は、本保守運用業務の提供にあたり必要となるサーバー利用料については、自ら負担するものとする。ドメイン取得・更新費用については、月額税抜500円（税込550円・年額換算 税抜6,000円）までを甲が負担するものとし、当該上限を超える場合、超過分は実費として翌月以降の保守運用料に加算して請求するものとする。4 乙は、甲に対し、翌月分の料金を当月25日までに、第6条第2項に定める甲指定の銀行口座へ振込の方法により支払うものとする。ただし、同日が金融機関休業日の場合は、翌営業日までとする。振込手数料は乙の負担とする。5 本保守運用業務については、本契約書をもって契約期間中の支払根拠とし、毎月の請求書発行は省略するものとする。

第15条（バックアップデータおよび設定情報の提供）

1. 甲は、本契約期間中、保守運用業務の一環として、本サイトのデータ（ファイルおよびデータベース）を定期的にバックアップする。

2. 乙の書面または電子メールによる請求があった場合、甲は速やかに以下のデータ一式を乙に提供するものとし、当該提供に関する手数料は発生しないものとする。

1. サイトファイル一式（zip形式）
2. データベースdump（WordPress記事・設定情報を含む）
3. FTPアカウント情報（ホスト名・ユーザー名・パスワード）
4. WordPress管理画面ログイン情報
5. ドメイン移管認証コード（Auth Code／移管希望時）

3. 前項の提供は、本契約期間中および本契約終了時のいずれにおいても可能とする。

4. 甲は前項の請求を受領後、即日から翌営業日を目途に提供するものとする。

第16条（報告）

甲は、乙に対し、毎月1回、以下の内容を含む月次レポートを電子メールにて提出する。

- （1）セキュリティスキャンの結果概要 （2）実施したWordPress本体、プラグイン、テーマの更新内容
（3）SEO改善施策の実施状況（タイトル・メタ情報の変更点、サーチコンソール指標の推移、内部リンク改善等） （4）その他、本業務の実施状況に関する特記事項

第17条（保守運用業務における知的財産権）

保守運用業務の遂行にあたり甲が独自に作成した著作物（レポート等）の知的財産権は、甲に帰属するものとする。

第18条（保守運用業務における損害賠償）

甲または乙が、本契約の保守運用業務に関する条項に違反し相手方に損害を与えた場合、その損害（弁護士費用を含む）を賠償する責任を負うものとする。ただし、甲の賠償責任は、乙が当該損害発生時までに甲に支払った保守運用業務の対価総額を上限とする。

第19条（保守運用業務における免責事項）

甲は、以下の各号に定める事由により乙に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

- （1）天災地変、戦争、暴動、内乱、その他不可抗力による場合 （2）乙または第三者の作為または不作為に起因する場合 （3）第三者が提供するサービス（サーバー、通信回線、WordPressプラグイン等）の不具合に起因する場合

第20条（保守運用業務の契約解除）

1 保守運用業務の最低契約期間は、本サイトの納品完了日の翌日から1年間とし、契約期間中の中途解約は、以下の各号に該当する場合を除き認めないものとする。

- （1）甲が本契約上の義務を重大に怠り、乙が書面または電子メールにより是正を求めたのち30日以内に是正されない場合 （2）甲または乙に破産・解散・事業停止等の重大事由が生じた場合 （3）甲乙合意の

上で中途解約に至った場合（4）乙が料金を期日までに支払わず、甲からの書面または電子メールによる催告後14日以内に支払いがない場合

2 前項各号の事由に該当せず、乙が期間途中で保守運用業務の停止を希望する場合であっても、残存契約期間分の月額料金の支払義務は免れないものとする。 3 最低契約期間（1年）満了後は、第13条の定めに従い月単位で自動更新されるものとし、乙は解約希望月の前月末日の10日前までに書面または電子メールにより甲に通知することにより、解約希望月の末日をもって本保守運用業務を解約することができる。

4 本条の解約は保守運用業務のみに及び、制作業務に関する既履行部分には影響しないものとする。

第4章 共通条項

本章は、制作業務および保守運用業務に共通して適用される条項を定める。

第21条（秘密保持義務）

甲および乙は、本契約の履行に関して知り得た相手方の技術上、営業上、その他一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならず、また本契約の目的以外に使用してはならない。本義務は本契約終了後も1年間継続する。

第22条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、暴力団・反社会的勢力に該当せず関係を持たないことを保証する。違反が判明した場合、相手方は本契約を即時解除でき、損害責任を負わないものとする。

第23条（協議事項）

本契約に定めのない事項、または本契約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

第24条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

契約締結日：2026年5月5日

甲

住所：埼玉県白岡市新白岡3丁目34番地1

会社名：株式会社マスターテック

氏名：代表取締役 前田圭太



乙

住所：川越市下新河岸88-25

会社名：新栄就販除、U&Sハウス

氏名：萩原 慎也 萩原